

規格書

1 食品名

精白米

2 単位

K G

3 産地・銘柄・等級

令和7年産東北以北のもの「あきたこまち」「ひとめぼれ」「ななつぼし」「ゆめぴりか」「つや姫」の1等米（ブレンド不可）、または令和8年産「ふさおとめ」（千葉県産可）の1等米（ブレンド不可）

4 精米方法

無洗米（B G精米製法またはN T W P加工法による）

5 歩留まり

80～83%を基準とする

6 とう精日

納入日前日を基本とする。（前日に実施できない場合は事前連絡されたい）

7 とう精作業および確認（原則として新規業者について実施）

- （1）とう精工場は自社保有とし「(財) 日本穀物検定協会」の登録番号を保有するか、または「(社) 日本精米工業会」の認定登録工場（会員）であることを原則とするが、自社以外に委託をする場合は、その委託工場が「I S O 9 0 0 0 番台」の認証を得た工場であることを条件とする。この場合は入札前に届け出るとともに、とう精作業中は官側と共に現場に立ち会う事。またとう精作業時における一切の責任についても契約者が負うものとする。
- （2）納入日前日のとう精を基本とし、官側検査官は受領検査の一環としてこの作業に立ち合うことを原則とする。なおここでいう「とう精作業」とは、玄米の確認、張り込みから袋詰めまでの一連の行程を指す。作業所要時間は8時から17時の9時間から、官用車による入間基地ととう精工場との間の移動所要時間を減じた時間を超えないことを原則とする。精米機付近は清潔を保ち、残米やぬかの散乱がないこと、また作業中に不適切な状況があった場合は、作業を停止し改善を求めることがあるので承知されたい。
- （3）玄米袋は「農産物検査法」に基づく産地、品種、生産年月日が表示されているものであること。

8 梱包および表示要領

- (1) 30kg 詰め。丈夫な新袋3層クラフト紙を使用し、原則として上下1重または2重ミシン帯縫いとする。(1重ミシン縫いの場合は口にテープを貼り、強化すること) なお上部を手縛りにする場合は、立ち会いの官側検査官による封緘作業(結び目に印付け等)を実施するので、とう精日前日までに当方に連絡すること。
- (2) また外袋にはJAS法に基づき産地、品種、年産、等級、とう精年月日、および販売社名(住所)を明記すること。(シール可)

9 玄米および精米の保管要領

- (1) 玄米は原則としてフレコン入りを不可とする。ただし産地において通常のクラフト紙袋入り玄米が入手不可能な時期は、入札前に当方に連絡し許可を得ること。
- (2) 品質低下を防ぐため、特に高温期は低温保管されたものとするが、結露等によるカビ発生を防ぐため、倉庫は適切な温度設定をするとともに、玄米の移動は最小限に止める等の処置をとること。また一時的であっても屋外に放置されたものや鳥の糞など、非衛生的な痕跡があるものは不可とする。

10 受領検査

精米受領時、部隊倉庫前にて受領検査官が無作為抽出で計量および抽出検査を行うが異常が認められた場合は受領検査不可とする。なお納品時には以下の書類等を合せて提出されたい。

(1) 「品質証明書」

玄米産地のJAからの証明を原則とする。ただし入手困難な場合は事前に当方に連絡のうえ落札業者による品質を保証する旨を記載したものでも可とする。品質証明書には玄米の「産地」「年産」「銘柄」「等級」のほか数量、とう精日、出荷日等を記入の上、発行者の記名および捺印があること。

(2) とう精後の玄米袋×1袋分

(3) とう精台帳のコピー(台帳の提示も可能であること)

(4) 「玄米仕入れ伝票」

玄米を購入したときの集荷業者等が発行する「送り状」など、「産地」「銘柄」「年産等級」「数量」「荷姿」「送り主」「送り先」「出荷日時」「到着日」「指図番号」等が記載されているもののコピー。(産地から直送ではない場合は、経由したすべての業者間での仕入れ伝票を用意)

(5) 検査者名の入った「精米品位判定検査書」

白度、水分量、粉状質粒、被害粒、砕粒、異種穀粒および異物の%が入ったもの。なお品位基準は日本精米工業会の基準値を満たすこと。検査はとう精直後の精米をその場で抽出して行うものとする。

(6) 生産履歴

納品する米の中から、一生産者分の「生産履歴記録」(コピー可)を提出されたい。納品時に提出が難しい場合は、事前に官側に連絡し、提出可能な日を伝えること。ま

た事情で生産履歴の確認がとれない場合も事前に連絡されたい。

11 納入場所

航空自衛隊入間基地 給養小隊倉庫

規格書の補足説明

- 1 本規格書の銘柄名の後に「又は同等品以上」と記載しておりますが、同等品か否かの判断につきましては当方で判定させていただきますので、同等品申請の要領で会計隊契約担当宛に書類とサンプル品をご提示ください。検討の結果、同等品であることを確認した場合は、次回の規格書に銘柄名を記載いたしますので、その記載をご確認のうえ入札いただきますようお願い致します。なお「東北地方以北のもの」とは、記載されている銘柄の産地を指すものであり、東北地方以北のものであれば銘柄を問わないという意味ではありませんのでご注意ください。
- 2 とう精機や精米品位判定機などが急遽故障等により使用できなくなった場合でも作業が継続できるよう、必ず代替手段を確保しておいてください。
- 3 1回の納品はおよそ4～8トン程度を予定しますので、無洗米とう精機は6時間に8トン程度を処理できる馬力であることが必要となります。納品回数については1か月の契約期間内に1～3回を予定しますが、詳しくは糧食購入要求書をご確認ください。
- 4 玄米の重量は、玄米1袋の正味を30kgとし、歩留まり計算をさせていただきます。
- 5 抽出サンプルは、とう精確認時の玄米と納品時の精米について、各100g程度を目安にご提出ください。疑義が生じた場合のDNA鑑定に使用します。なおサンプルを入れたナイロン袋には、採取年月日、社名、産地および銘柄名を油性ペンでご記入ください。
- 6 その他、疑問点等がある場合は、必ず入札前に会計隊へ連絡をしてください。

新規参入業者様につきましては、入札に参加される前に給養小隊にて規格の詳細説明をさせていただいております。落札後のトラブルを回避するためにも、時間の余裕を持って事前にご連絡をいただいた上で、お来しくさせていただきますようお願い致します。

また、同等品申請につきましては、判定に時間を要しますので、推薦されたい銘柄の商品がある場合は、時間の余裕をもって申請されますようお願い致します。